

1. 関連用語解説

① 児童虐待

児童虐待は、子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、子供に対する最も重大な権利侵害である。最悪の場合、子供を死に至らしめる事例も少なくない。保護者による虐待は、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、懲戒権などの親権によって正当化されるものではない。

このように、児童虐待は深刻な問題であり、学校・教育委員会等の関係者は、児童生徒の安全を守る立場から児童虐待の態様や影響について理解しておくことが必要である。児童虐待の種類はおおむね次の4タイプに分類されるが、多くの事例においては、いくつかのタイプの児童虐待が複合していることに注意しなければならない。

② 児童虐待の種類

身体的虐待	児童生徒の身体に外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。外側からは簡単に見えないような場所に外傷があることも多くある。
性的虐待	性的な満足を得るためにわいせつな行為をしたりさせたりすること。直接的な性行為だけでなく、子供をポルノグラフィーの被写体にするなどにも含まれる。
ネグレクト	心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待や性的虐待の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。例えば、重大な病気になっても病院に連れて行かない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、子供を遺棄したり、置き去りにしたりするといった行為を指す。
心理的虐待	子供の心に長く傷として残るような経験や傷を負わせる言動を行うこと。子供の存在を否定するような言動が代表的であるが、兄弟姉妹との間に不当なまでの差別的な待遇をする場合もある。また、配偶者に対する暴力や暴言、いわゆるドメスティックバイオレンス（DV）や、その他の家族に対する暴力や暴言を子供が目撃することは、当該子供への心理的虐待に当たる。

（文部科学省（令和2年6月）「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（改訂版）」より）

③ 要保護児童

「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（児童福祉法）」と定められ、虐待を受けた子供に限らず、不良行為や触法少年などの非行児童も含まれる。要保護児童を発見した場合には、市町村や児童相談所などに通告することが義務とされている。

④ 要支援児童・特定妊婦

児童虐待や非行については未然防止が大切であることから、極力早い段階で気づき対応できるよう制定された枠組みである。

要支援児童は、「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（児童福祉法）」とされ、保護者の子育てに不安があり、支援が必要と思われる児童で、要保護児童の段階に至っていない児童である。

特定妊婦は、「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法）」とされ、子供が生まれる時点ですでにリスクが想定されるので、妊娠中から支援や配慮が必要と思われる妊婦。例えば、児童生徒が妊娠した場合（若年妊娠）や、きょうだい（兄弟姉妹）がすでに要保護児童や要支援児童となっている家庭などで母親が妊娠している場合などが該当する可能性が高く、母子健康手帳の交付や妊婦健診を受けていない場合も多いため、自校の児童生徒であるかどうかに関わらず、情報提供を行うことが求められる。

⑤ 要保護児童対策地域協議会（要対協）

市町村など地方公共団体が、要保護児童等への適切な支援を行うため、関係機関と適切安全に情報交換や協議を行うため設けられた協議会。児童福祉法第25条の2に根拠があるため、法定協議会と呼ぶ地域もあり、構成員は公示され、要対協内で得られた情報については厳格な守秘義務が課せられ、違反した場合の罰則もある。児童や保護者の同意がなくても、家族の個人情報などを扱うことができる点に特徴がある。要対協で扱うことのできる事例は、非行や児童虐待を含む要保護児童、要支援児童、特定妊婦に分類されている。

要対協には調整機関が指定され、要対協の運営やケースの進行管理に責任をもつことになる。学校や教育委員会の多くが地元市町村の要対協の構成員であるが、高等学校や私立学校などは構成員でない場合もあるため、日常から構成員であるかどうかについて確認しておく必要がある。

⑥ 要対協の進行管理台帳

要対協の管理ケースは、要保護児童、要支援児童、特定妊婦のいずれかであるが、これらの管理ケースは、要対協の調整機関において一元的に管理され、その進行状況が把握される。その基本となる台帳を進行管理台帳と呼ぶが、定型の形式はなく、各要対協が適切な記載事項を整備している。また近年は電子ファイルとして保管し、必要な時に印刷する例も増えている。

要対協には、管理ケースの定期的な進行管理が求められ、また学校などの在籍機関との定期的な情報交換、状況の変化等についてのフォローも重要で、学校は虐待事例の児童が連続して7日以上（休業日を除く）欠席した場合は、要対協に情報提供することが求められている。

⑦ 一時保護

児童の最善の利益を保障するため、要保護児童等について、その安全の迅速な確保や適切な保護と、児童の心身の状況や置かれている環境などの状況把握のために、児童相談所と都道府県のみが実施できる措置である。一時保護の場所は、児童相談所に付置される一時保護所のほかに、医療が必要な場合は病院に入院させることもあり、その他適切な場所を選定して実施される。一時保護の開始に関しては、児童本人や保護者の同意は（法的には）不要である。一方、保護者の意に反して2か月を超えて一時保護する場合には、家庭裁判所の承認を得ることが必要となる。

一時保護の判断権限は主として児童相談所長にあるので、学校などは一時保護が必要と考えた場合は、児童相談所が適切に判断できるよう、タイミングを逃さず、適切な情報を児童相談所に伝えることが必要である。

⑧ 要保護児童等についての市町村と児童相談所の役割

長く要保護児童等への対応は、主として児童相談所が行ってきたが、平成17年以降は、市町村と児童相談所とが連携することとされた。近年は市町村も基礎自治体として子育て支援など丁寧で息の長い支援を行い、虐待対応担当窓口や要対協の調整機関には児童福祉司に相当する専門職を置くことも求められるようになってきている。一方で、児童相談所はより専門性の高いケースを担当することとされ、一時保護や施設入所措置、家庭への立入調査などは、市町村には権限がなく、児童相談所が実施することになる。そのため、通告後は市町村と児童相談所との判断で相互にケースを送致し、主担当を入れ替えることができることとされた。

児童虐待の通告も、市町村または児童相談所に行くことが義務とされており、いずれにするかは通告者の判断に任されている。そのため学校や教育委員会は、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（令和2年6月改訂版）」などを参考に通告先を選定し、または双方への通告を速やかに行うことが求められる。

なお、要支援児童と特定妊婦については、市町村への情報提供が求められるが、この場合には児童相談所は窓口とされていない。

⑨ 児童虐待の通告と通告元の秘匿

児童虐待の防止等に関する法律により、学校と教職員には、虐待の早期発見の努力義務、児童相談

所や要対協などへの協力、子供や保護者への虐待予防の啓発などが求められる（第5条関係）。また重要な事項として、虐待を疑った場合は、その段階で速やかに通告することが義務とされている（第6条）。疑った場合に速やかに通告を求めているのは、通告前に子供への確認や保護者への警告をしたことが、むしろ不適切な対応とされた事例が少なくないため規定されたものであり、通告にはタイミングが大切ともいわれる。

なお、通告により保護者などとの対立や子供を登校させないなど事態の悪化も心配されることから、通告受理機関には、通告者を特定させるものを漏らしてはならないとの規定が置かれている。この特定させるものには、通告がいつなされたかなど、通告者を想定できる情報も含まれるとされる（第7条）。

⑩ 親権者等による体罰の禁止

【府共第98号・子発0626第1号（令和元年6月26日）「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」より抜粋】

I 改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の措置を講ずる。

第2 改正の概要

I 児童の権利擁護

1 親権者等による体罰の禁止（令和2年4月1日施行）

① 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治29年法律第89号）第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならないこと。（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「虐待防止法」という。）第14条第1項関係）

② 児童相談所長、児童福祉施設の長、その居住において養育を行う児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する厚生労働省令で定める者（小規模住居型児童養育事業における養育者）及び里親は、監護、教育及び懲戒に関し必要な措置をとることができる児童に対し、体罰を加えることはできないこと。（児童福祉法第33条の2第2項及び第47条第3項関係）

⑪ 愛着障害・二次障害

学習指導や生徒指導上等の課題の大きい児童生徒のアセスメントにおいて、愛着障害や二次障害という表現が用いられることがある。これらの厳密な定義は、専門領域によって若干異なっているが、愛着障害は主として乳児期から幼少期の育てられ方に起因し、「愛着」つまり対人関係についての困難さを示すだけでなく、その後の人生における能力や意欲、病気のなりやすさなどにも影響するとされている。二次障害は、発達障害に代表されるなんらかの一次障害があり、そこに子供の特性を理解しない不適切な養育といった環境要因が加わって生じる、心理行動面などの障害をいうことが多い。

これらは、いずれも不適切な養育環境の影響が大きいということであり、児童虐待や要保護児童に該当する可能性が高いと考えられる。そればかりか、学齢となった時には、すでに不適切養育は収束している場合もあるが、子供の不適応の症状だけが残るということがあり、虐待対応は、虐待が終わればよいということではなく、虐待によって傷ついた子供には、後々まで困難がつきまとい、その支援を自立まで続けることが必要であるという視点が不可欠とされる。

⑫ 児童福祉施設

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターの総称である。

⑬ マルトリートメント(Maltreatment) ※より広い児童虐待の概念

「マルトリートメント」とは、「大人の子供への不適切なかかわり」を意味しており、児童虐待の意味を広く捉えた概念である。

- 【A(要保護)】レッドゾーン: 子供の命や安全を確保するため児童相談所が強制的に介入し、子供の保護を要するレベル
- 【B(要支援)】イエローゾーン: 軽度な児童虐待で、問題を重症化させないために児童相談所など関係機関が支援していくレベル
- 【C(要観察)】グレーゾーン: 児童虐待とまではいかないが、保護者の子供への不適切な育児について、地域の関係機関など(児童相談所、福祉事務所、市町村、学校など)が連携して保護者に対して啓発や教育を行い支援していく必要があるレベル。例えば、危険を予測できない大人の不適切な対応として「自転車の補助イスに子供のみを乗せて置き、買い物をする」や、「高層マンションのベランダに踏み台となるようなものを置いてある」、「親のたばこ、ライターを無造作に子供の手の届くところに置く」などの行為も含まれる。
- ※ A(要保護)・B(要支援)のレベルだけでなく、C(要観察)のレベルまで含めたものが、マルチリポートの概念である。(文部科学省「養護教諭のための児童虐待対応の手引」より)



埼玉県マスコット「コバタン」「さいたまっち」

2. 参考通知・URL 等

(1) 埼玉県の通知・資料等

- ① 県立学校における通告・通報の報告
 - ・ 令和2年4月13日付け教人第6号「児童虐待に係る通告・通報の報告について(通知)」
- ② 指導資料
 - ・ 埼玉県教育委員会「児童虐待防止指導実践事例集」(平成20年 幼稚園・小学校編)(平成21年 中学校・高等学校編)
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2218/gyakutaizireisyuu/index.html>
- ③ 対応マニュアル
 - ・ 埼玉県・埼玉県教育委員会「教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル」(平成30年3月改訂版)
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0608/manyual.html>
- ④ 保護者向け啓発リーフレット
 - ・ 埼玉県教育委員会「児童虐待防止のための啓発リーフレット」(※外国語版もあります)
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2218/jidougyakutaiboushi.html>
- ⑤ 相談窓口
 - ・ ストップ!児童虐待(市町村窓口や児童相談所等の通告先一覧)
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0608/stop-jg.html>
 - ・ 児童虐待相談窓口のご案内
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0608/madoguchi.html>
 - ・ 親と子どもの悩みごと相談@埼玉～親子関係の不安や悩みを LINE で相談できます～
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0608/gyakutai-taiou/snsgyakutaisoudan.html>

(2) 国等の通知・資料等

① 児童虐待対応の具体的な内容について

- ・ 文部科学省(令和2年6月)「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き(改訂版)」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm
 (※市町村支援部人権教育課長名により、令和2年6月30日付け事務連絡にて各県立学校長等へ送付「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の改訂について)

② 児童虐待に関する研修について

- ・ 文部科学省(令和2年1月23日)「学校現場における虐待防止に関する研修教材」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2020/01/28/20200128_mxt_kouhou02_01.pdf
- ・ 研修教材「児童虐待防止と学校」スライド版(文部科学省 HP)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1280054.htm
- ・ 子どもの虹情報研修センターHP
<http://www.crc-japan.net/>

③ 一時保護等の対象となった児童生徒の出欠席について

- ・ 平成27年7月31日,27文科初第335号「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について(通知)」(文部科学省初等中等教育局長通知)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1360644.htm

④ 学校と市町村(虐待対応担当課)・児童相談所等との連携について

- ・ 平成24年3月29日,23文科初第1707号「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」(文部科学副大臣通知)
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/08/03/1360651_02_1.pdf
- ・ 平成24年3月29日,雇児総発0329第1号「児童虐待に係る速やかな通告等に関する学校との連携について」
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/131030_09.pdf

- ・ 平成31年2月28日,府子本第189号・30文科初第1616号・子発0228第2号・障発0228第2号「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」(文部科学省初等中等教育局長等通知)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414499.htm

- ・ 平成31年2月28日,府子本第190号・30文科初第1618号・子発0228第3号・障発0228第3号「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(文部科学省初等中等教育局長等通知)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1410619.htm

- ・ 平成31年3月28日,府子本382号・30初児生第29号・子保発0328第1号・障障発0328第1号「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について(通知)」(文部科学省初等中等教育局児童生徒課長等通知)(HP掲載無し)

※虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果(文部科学省 HP)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414995.htm

⑤ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き(平成25年8月改正版)」
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf⑥ 文部科学省(平成19年10月)「養護教諭のための児童虐待対応の手引」
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08011621.htm

⑦ 児童福祉法(厚生労働省 HP より)

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82060000&dataType=0&pageNo=1

⑧ 児童虐待の防止等に関する法律(厚生労働省 HP より)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv22/01.html>

⑨ 保護者への理解啓発・相談窓口等

- ・ 「24時間子供 SOS ダイヤル」について(0120-0-78310)
<https://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>
- ・ こども家庭庁 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン
<https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/keihatsu-katsudou>
- ・ 法務省「子どもの人権 SOS ミニレター」
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html
- ・ 文部科学省「手引き『児童虐待への対応のポイント～見守り・気づき・つなぐために～』について」
(令和5年10月改訂版)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1420751.htm

⑩ 児童虐待に係る法令・指針等一覧(こども家庭庁HP)

<https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/hourei-tsuuchi>

⑪ 「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」について(文部科学省HP)

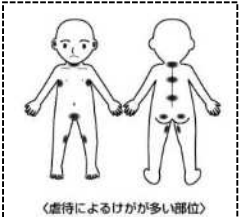
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414495_00002.htm

⑫ 生徒指導提要(令和4年12月改訂)(文部科学省 HP)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

3. 参考様式

※(学校作成用)児童虐待と思われる事案の記録

児童虐待と思われる事案の記録			
記録日	令和 年 月 日 ()		
児童生徒	ふりがな		
	氏名		
	生年月日		
	住所		
	就学状況	<ul style="list-style-type: none"> 立 学校 年 組 (出席状況) 良好 ・ 欠席がち ・ 不登校状態	
	学校での様子		
	特記事項	・障害の有無(種類・程度・診断名等)、転校歴、これまでの支援状況等	
保護者	ふりがな	ふりがな	
	氏名	氏名	
	職業	職業	
	続柄	続柄	
	年齢	年齢	
	電話	電話	
	住所		
虐待と思われる内容	<ul style="list-style-type: none"> 誰から、いつから、頻度、どのような ※時系列でまとめる 外傷等の状況 ※必要に応じて外傷についてのスケッチ等を記載 本人の説明 <div style="text-align: right;">  <p>〈虐待によるけがが多い部位〉</p> </div>		
家庭の状況	<ul style="list-style-type: none"> きょうだいの状況(学校、学年組、年齢等) 同居家族の状況 		
通告先 (児童相談所 か市町村)	<ul style="list-style-type: none"> 通告日、通告先、担当者 指示助言内容など 		
その他の 通報先 (警察、教育 委員会等)	<ul style="list-style-type: none"> 通報日、通告先、担当者 指示助言内容など 		

(参考:文部科学省(令和2年6月)「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き(改訂版)」p.25 様式1)

様式1

児童虐待に係る通告・通報の報告

報告年月日 令和 年 月 日()

通告・ 通報日	令和 年 月 日()	報告者	
学校名	県立 学校		
通告・ 通報先	・(児童相談所) 児童相談所 ・(市町村の虐待対応担当課) 市(町村) 課 ・(警察) 警察署		
児童 生徒	年 組	生年月日	平成 年 月 日 歳
	氏名 () ※ふりがな		
	居住市町村	市(町村)	
	出席状況	良好・欠席がち・不登校(年間30日以上欠席)	
事案の 内容			
家庭の 様子			
通告・通報先 の指導助言 の内容			

(参考:令和2年4月13日付け教人第6号 児童虐待に係る通告・通報の報告について(通知)様式1)

記入例

様式 1

児童虐待に係る通告・通報の報告

報告年月日 令和 元年 7月 8日(月)

通告・ 通報日	令和 元年 7月 8日(月)	報告者 職・氏名	校長・人権 育代
学校名	県立人権教育高等学校		
通告・ 通報先	(児童相談所) 中央児童相談所 ・(市町村の虐待対応担当課) 市(町村) 課 ・(警察) 警察署		
児童 生徒	1年 2組	生年月日	平成 15年 8月 8日 15歳
	氏名	埼玉 教男(さいたま のりお) ※ふりがな	
	居住市町村	人権市	
	出席状況	良好・欠席がち・不登校(年間 30 日以上欠席)	
事案の 内容	○14:30 該当生徒(以下、A)が保健室を訪れた際、Aの腹部に複数のアザがあったため、養護教諭がAから事情を聞いた。Aによると、昨晚、父親に暴行を受けたとのことであった。また、Aはこれまでも複数回、父親から暴行を受けたとのことだった。 ○15:00 養護教諭から報告を受けた教頭が、保健室でAのアザを確認した。Aの背中にもアザを認めた。 ○15:10 教頭から本職へ報告があった。 ○15:20 本職が中央児童相談所へ通告する。		
家庭の 様子	Aは、両親と妹(中学校2年生)の4人家族。母親は外国籍の方で、日本語でのやり取りが困難である。Aの欠席連絡などは、普段から父親(日本国籍)が行っていた。 ○Aの担任によると、Aは、これまで自分の家庭のことは一切話したことがなかったとのこと。		
通告・通報先 の指導助言 の内容	○状況確認のため、児童相談所の職員がこれから来校するとのことであった。状況によって、Aを病院へ連れていくとの話を受けた。		

・該当児童生徒の居住市町村です。

・複数の機関に通告した場合、複数記入してください。

・児童虐待の状況、内容について分かる範囲で記入してください。

・時系列に対応を記入してください。

「令和2年度 学校における児童虐待対応ハンドブック」

令和3年2月発行

埼玉県教育局市町村支援部人権教育課



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」